

厚木市自治基本条例推進委員会令和6年度第4回会議次第

日時 令和7年2月13日（木）午後6時から

場所 厚木市役所 第二庁舎 16階会議室

1 開会

2 案件

(1) 令和6年度市民参加手続の報告について **【資料1～2】**

(2) 令和7年度市民参加手続の報告について **【資料3】**

(3) 令和5年度における厚木市自治基本条例の運用状況の点検について **【資料4～5】**

3 その他

4 閉会

令和6年度市民参加手続対象行為一覧(実施)

資料1

No.	対象行為	担当課	審議会	意見 交換会	ワーク ショップ	意向 調査	その他 の手法	パブリック コメント	必要な 手続数
1	厚木市本庁舎敷地跡地等活用基本方針の策定	行政経営課	R5.8～ R6.3	R6.6～11	R6.6～11	R6.6～11	R6.6～11	R6.12～ R7.1	パブコメ +2
2	受益者負担見直しに関する基本方針(公の施設の使用料編)の改定	行政経営課	R6.6					R6.6	パブコメ +1
3	公の施設の使用料の改定	行政経営課	R6.11	R6.11				R7.1	パブコメ +2
4	あつぎ子ども未来プラン(第4期)の策定	こども育成課	R5～R6			R5.12		R6	パブコメ +2
5	第2期 厚木市自殺対策計画	健康づくり課	R6.3					R6.4～5	パブコメ +1
6	厚木市開発許可等基準条例の一部改正	開発審査課	R6.6	R6.7				R6.9	パブコメ +2
7	三田児童館整備方針の策定	青少年課	未定	R7.1～2				R7.4～5	パブコメ +1
8	スポーツの聖地づくりに係る基本構想及び基本計画の策定	スポーツ推進課	R6.11～ R7.3	R6.10				R7.3	パブコメ +2
9	(仮称)北部地区公園整備に関する基本計画の策定	公園緑地課	R6.10			R5.10		R7.1	パブコメ +1
10	(仮称)厚木市犯罪被害者等支援条例の制定	くらし交通安全課	R6.6～ R6.10	R6.8				R6.11～ 12	パブコメ +2
11	厚木市公文書等の管理に関する条例の制定	行政総務課	R6.6～ R6.10	R6.8				R6.10～ 12	パブコメ +2
12	「厚木市人権施策推進指針」の改定	市民協働推進課	R6.6～ R7.3			R5.11		R7.1	パブコメ +1
13	第3次厚木市教育振興基本計画の策定	教育総務課	R7.2～ R8.1	R7.8				R7.12	パブコメ +2
14	厚木市立保健福祉センター条例の一部改正	健康医療課		R7.2～		R6.12		R7	パブコメ +2
15	厚木市立保健福祉センター条例施行規則の一部改正								パブコメ のみ
16	厚木市老人福祉センター寿荘移転方針の策定	健康医療課		R7.2		R5.5		R7.2～3	パブコメ +1
17	(仮称)厚木市立図書・未来館管理運営方針の策定	中央図書館	R7.2～ R7.7	R7.3				R7.5	パブコメ +1
18	廃棄物処理施設の立地(設置)の考え方の見直し	環境事業課	R6.9.27					R7.2～3	パブコメ +1

市民参加手続点検表(予定)

18

担当課名 環境事業課

対象行為	廃棄物処理施設の立地(設置)の考え方の見直し		
概要	廃棄物を取り巻く状況が、焼却処理から資源化・再生利用処理への転換促進を求められているため、廃棄物処理施設の立地(設置)の考え方を見直すものです。		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和7年4月1日		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃		パブコメ+2以上
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☒ その他の重要な政策の策定等		
	☐ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	■ 実施 する	手法	実施予定時期
		審議会	実施済(令和6年9月27日)
		パブリックコメント	令和7年2月3日～3月4日
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	☐ 省略 する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☐ 事務又は事業の性質	具体的な理由

令和6年度市民参加手続対象行為一覧(省略)

資料2

No.	対象行為	担当課	手続を実施しない理由 (条例第6条第7項)
1	厚木市職員の給与に関する条例の一部改正	職員課	(4)事務又は事業の性質
2	厚木市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正	職員課	(4)事務又は事業の性質
3	厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正	職員課	(4)事務又は事業の性質
4	厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正	職員課	(4)事務又は事業の性質
5	厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正	職員課	(4)事務又は事業の性質
6	厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正	職員課 病院総務課	(4)事務又は事業の性質
7	厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正	職員課	(4)事務又は事業の性質
8	厚木市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則の一部改正	子育て給付課	(3)法令で実施基準を規定 (4)事務又は事業の性質
9	厚木市児童手当等事務取扱規則の一部改正	子育て給付課	(3)法令で実施基準を規定
10	厚木市建築基準条例の一部改正	建築指導課	(3)法令で実施基準を規定
11	厚木市立依知南小学校及び厚木市立緑ヶ丘小学校施設建て替え整備事業に係る技術提案書特定委員会規則の制定	教育施設課	(4)事務又は事業の性質
12	厚木市建築基準条例の一部改正	建築指導課	(3)法令で実施基準を規定
13	厚木市市税条例の一部改正	市民税課	(3)法令で実施基準を規定
14	厚木市市税条例施行規則の一部改正	市民税課	(1)軽微なもの
15	厚木市アミューあつぎ運営管理業務に係る技術提案書特定委員会規則の制定	商業観光課 生涯学習課	(4)事務又は事業の性質
16	厚木市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正	職員課	(1)軽微なもの
17	厚木市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部改正	職員課	(1)軽微なもの
18	厚木市会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正	職員課	(4)事務又は事業の性質
19	厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正	職員課	(4)事務又は事業の性質
20	厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正	職員課	(4)事務又は事業の性質

No.	対象行為	担当課	手続を実施しない理由 (条例第6条第7項)
21	厚木市職員の高齢者部分休業に関する条例施行規則の一部改正	職員課	(4)事務又は事業の性質
22	厚木市職員表彰規程の一部改正	職員課	(4)事務又は事業の性質
23	厚木市職員服務規程の一部改正	職員課	(4)事務又は事業の性質
24	厚木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正	職員課	(4)事務又は事業の性質
25	厚木市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正	職員課	(4)事務又は事業の性質
26	厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部改正	行政総務課	(1)軽微なもの
27	厚木市国民健康保険条例の一部改正	国保年金課	(3)法令で実施基準を規定
28	厚木市表彰条例施行規則の一部改正	秘書課	(4)事務又は事業の性質
29	厚木市土砂等の適正処理に関する条例の廃止	開発指導課	(3)法令で実施基準を規定
30	厚木市土砂等の適正処理に関する条例施行規則の廃止	開発指導課	(3)法令で実施基準を規定
31	建築基準法に基づく中間検査に係る告示	建築指導課	(3)法令で実施基準を規定
32	厚木市複合施設愛称選考委員会規則の制定	中央図書館	(4)事務又は事業の性質
33	厚木市附属機関条例の一部改正	行政総務課	(4)事務又は事業の性質
34	厚木市会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正	職員課	(4)事務又は事業の性質
35	厚木市児童手当等事務取扱規則の一部改正	子育て給付課	(3)法令で実施基準を規定
36	厚木市建築関係手数料条例の一部改正	建築指導課	(4)事務又は事業の性質
37	厚木市建築関係手数料条例施行規則の一部改正	建築指導課	(4)事務又は事業の性質
38	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定	行政総務課	(1)軽微なもの
39	厚木市市有財産規則の一部改正	財産管理課	(4)事務又は事業の性質
40	厚木市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則の一部改正	子育て給付課	(3)法令で実施基準を規定

No.	対象行為	担当課	手続を実施しない理由 (条例第6条第7項)
41	児童手当の受給資格及び額の認定請求に対する処分の審査基準の一部変更	子育て給付課	(3)法令で実施基準を規定
42	児童手当の増額又は減額改定請求に対する処分の審査基準の一部変更	子育て給付課	(3)法令で実施基準を規定
43	児童手当受給資格の消滅・額改定(減額)に係る不利益処分の処分基準の一部変更	子育て給付課	(3)法令で実施基準を規定
44	児童手当支給の制限(所得制限)に係る不利益処分の処分基準の廃止	子育て給付課	(3)法令で実施基準を規定
45	厚木市文化会館条例施行規則の一部改正	文化魅力創造課	(4)事務又は事業の性質
46	厚木市会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正	職員課	(4)事務又は事業の性質
47	厚木市附属機関条例の一部改正	行政総務課	(4)事務又は事業の性質
48	厚木市国民健康保険条例の一部改正	国保年金課	(3)法令で実施基準を規定
49	厚木市母子家庭等家賃助成に関する条例施行規則の一部改正	子育て給付課	(3)法令で実施基準を規定

市民参加手続点検表(予定)

46

担当課名 職員課

対象行為	厚木市会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正		
概要	会計年度任用職員の給与について、人事院勧告に沿って改定する常勤職員の給与に準じて改定するほか、常勤職員と同様に給料改定による差額を遡及して支払うため、厚木市会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正するものです。		
施行日	令和6年12月23日		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃		パブコメ+2以上
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☒ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☒ 事務又は事業の性質

市民参加手続点検表(予定)

47

担当課名 行政総務課

対象行為	厚木市附属機関条例の一部改正		
概要	地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の新設及び廃止をするため、厚木市附属機関の設置に関する条例の一部を改正するものです。		
施行日(予定)	令和7年4月1日		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☒ 条例の制定又は改廃		パブコメ+2以上
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☐ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☒ 事務又は事業の性質

市民参加手続点検表(予定)

48

担当課名 国保年金課

対象行為	厚木市国民健康保険条例の一部改正		
概要	国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料軽減の基準となる所得金額を引き上げるほか、所要の措置を講ずるため、厚木市国民健康保険条例の一部を改正する。		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和7年4月1日		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☒ 条例の制定又は改廃		パブコメ+2以上
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☐ その他の重要な政策の策定等		
	☐ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☒ 法令で実施基準を規定 ☐ 事務又は事業の性質	具体的な理由 法令に基づき、条例を同一の内容に改正するもので、市に裁量の余地がないため。

市民参加手続点検表(予定)

49

担当課名 子育て給付課

対象行為	厚木市母子家庭等家賃助成に関する条例施行規則の一部改正		
概要	厚木市母子家庭等家賃助成事業において、助成の可否判定に係る所得の範囲及び所得制限限度額の算定の方法に係る母子及び父子並びに寡婦福祉施行令及び所得税法が改正されたことに伴い、厚木市母子家庭等家賃助成に関する条例施行規則の一部を改正するものです。		
施行日	令和7年1月14日		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃		パブコメ+2以上
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☒ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☒ 法令で実施基準を規定 ☐ 事務又は事業の性質

令和7年度市民参加手続対象行為一覧(実施)

資料 3

No.	対象行為	担当課	審議会	意見 交換会	ワーク ショップ	意向 調査	その他 の手法	パブリック コメント	必要な 手続数
1	三田児童館整備方針の策定	青少年課	R6.11	R7.2				R7.4～5	パブコメ +1
2	厚木市老人福祉センター寿荘移 転方針の策定	健康医療課	R5.5	R7.2				R7.4	パブコメ +1
3	(仮称)厚木市立図書・未来館管 理運営方針の策定	中央図書館	R7.2～7	R7.3				R7.5	パブコメ +1
4	(仮称)厚木市DX推進計画の策 定	DX推進課		R8.4		R7.6		R8.10	パブコメ +2
5	厚木市子ども育成条例の改正	こども育成課	R7.11	R7.9				R7.11	パブコメ +2
6	セーフコミュニティ推進計画(仮) の策定	くらし交通安全課	R7.7～ R8.5			R7.7～8		R8.6～8	パブコメ +2
7	厚木市企業等の立地促進等に 関する条例の改正	産業振興課	R7.3～11			R7.5～6		R7.10	パブコメ +2
8	第3次厚木市教育振興基本計 画の策定	教育総務課	R7.2～ R8.3	R7.8				R7.12	パブコメ +2

市民参加手続点検表(予定)

④

担当課名 DX推進課

対象行為	(仮称)厚木市DX推進計画の策定		
概要	デジタル技術を効果的、効率的に活用し、市民サービスの向上や行政事務の円滑な執行等を行うため、令和9年度を始期とする本市のDXに関する考え方や方向性を示す計画を策定します。 また、第11次厚木市総合計画策定方針に基づき、新たな総合計画と整合を図りながら、「(仮称)厚木市DX推進計画」を個別計画として位置付け、本市のデジタル関連事業の進行管理を行います。		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和9年度から(終期は未定)		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃		パブコメ+2以上
	☒ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☐ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☒ 実施する	手法	実施予定時期
		意向調査	令和7年6月頃
		意見交換会	令和8年4月頃
		パブリックコメント	令和8年10月頃
	☐ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☐ 事務又は事業の性質	具体的な理由
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他			

市民参加手続点検表(予定)

⑤

担当課名 こども育成課

対象行為	厚木市子ども育成条例の改正		
概要	・平成24年12月に「厚木市子ども育成条例」を制定し、子育て環境の充実を目指し、こどもが元気で心豊かに成長するための取組を進めてきました。 ・制定から12年が経過し、こどもの権利保障、こどもの意見表明・反映、新たに制定されたこども基本法及びこども施策の基本方針である「こども大綱」など、時代に適した内容に対応するための見直しが必要となりました。 ・このことから、こどもの権利が保障され、こども・若者一人一人が自分らしく幸せに暮らし続けることができるこどもまんなか社会の実現に向け、こども・若者に関する施策を総合的に推進するため、条例を改正するものです。		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和8年4月		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☒ 条例の制定又は改廃		パブコメ+2以上
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☐ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☒ 実施する	手法	実施予定時期
		意見交換会	令和7年9月頃 こども・若者・子育て当事者他
		審議会	令和7年11月頃 子ども育成推進委員会
		パブリックコメント	令和7年11月頃
	☐ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☐ 事務又は事業の性質	具体的な理由
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他			

市民参加手続点検表(予定)

⑥

担当課名 くらし交通安全課

対象行為	セーフコミュニティ推進計画(仮)の策定		
概要	セーフコミュニティ推進計画(仮)は、地域社会における事故やけがの予防を目的とし、安全なまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための基本計画である。 計画では、セーフコミュニティ推進に関する基本方針を定め、推進組織の整備を図る。また、地域における安全活動の促進と支援を行い、長期的かつ継続的な取り組みを確保する。事故等の発生原因を科学的に検証し、その結果に基づいた対策を講じる。さらに、関係機関や地域住民とのネットワークを構築し、連携を強化することで、地域全体の安全性を向上させることを目指すものである。		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和8年11月～令和14年3月(予定)		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃		パブコメ+2以上
	☒ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☐ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☒ 実施する	手法	実施予定時期
		意向調査	令和7年7～8月頃 安全・健康・コミュニティに関する調査
		審議会	令和7年7月～令和8年5月頃 セーフコミュニティ推進委員会
		パブリックコメント	令和8年6月～8月頃
	☐ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☐ 事務又は事業の性質	具体的な理由
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他			

市民参加手続点検表(予定)

⑦

担当課名 産業振興課

対象行為	厚木市企業等の立地促進等に関する条例の改正		
概要	厚木市企業等の立地促進等に関する条例の適用期間が、令和8年3月31日に満了となります。 地域経済の持続的な成長・発展のためには、他自治体との企業誘致に係る競争力を保ち、市外企業の誘致及び市内企業の再投資を促進する必要があります。そのため、企業立地を取り巻く環境の変化や企業のニーズなどを踏まえた奨励制度を見直します。		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和8年4月1日		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☒ 条例の制定又は改廃		パブコメ+2以上
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☐ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☒ 実施する	手法	実施予定時期
		審議会	令和7年3月～11月頃 産業振興推進委員会
		意向調査	令和7年5月～6月頃 厚木商工会議所会員等(約2,000社)
		パブリックコメント	令和7年10月頃
	☐ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☐ 事務又は事業の性質	具体的な理由
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他			

市民参加手続点検表(予定)

⑧

担当課名 教育総務課

対象行為	第3次厚木市教育振興基本計画の策定		
概要	本市の教育行政において、学校給食費無償化や学校の適正規模・適正配置の検討、体育館冷暖房設置など、第2次厚木市教育振興基本計画策定時から大きく環境が変化しています。 さらに、地方公共団体は国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情を踏まえ、計画を策定することが義務付けられており、令和5年度に国が第4期教育振興基本計画を策定したことから、市教育振興基本計画についても国の計画との整合性を図る必要があるため、新たに第3次厚木市教育振興基本計画を策定するものです。		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和8年度～令和17年度		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃		パブコメ+2以上
	☒ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☐ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☒ 実施する	手法	実施予定時期
		審議会	令和7年2月～令和8年3月、計5回 厚木市教育振興基本計画審議会
		意見交換会	令和7年8月頃
		パブリックコメント	令和7年12月頃
	☐ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☐ 事務又は事業の性質	具体的な理由
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他			

自治基本条例推進委員会第3回会議における質疑及び回答について

Q1 第20条関係 No.19について

管理人が常駐している4館の老人憩の家について、機械警備を導入しない理由は为什么呢。常駐している方への金銭の支出はありますか。光熱水費など、公私が混同されていないでしょうか。

A1 各老人憩の家管理委員会と協議のうえ、現状の管理体制としております。

なお、常駐している方への金銭の支出はありません。

また、光熱水費については管理人から管理委員会へ負担していただいています。

【福祉総合支援課】

Q2 第20条関係 No.29について

防災ポケットブックについて、韓国語に対応していませんが、何か意図はあるのでしょうか。

A2 令和4年度まで配布していた厚木市防災ポケットブックにつきましては、英語、中国語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語の5言語に対応しておりましたが、令和5年度に全戸配布した厚木市防災ポケットブックでは韓国語を含む9言語に対応しています。

また、対応している言語につきましては、令和4年度まで配布していた厚木市防災ポケットブックと令和5年度に作成したものでは使用している翻訳サービスが異なるため、異なっています。

なお、厚木市自治基本条例の運用状況に関する令和5年度の実績として、厚木市防災ポケットブックの対応言語を5言語と報告していますが、9言語の誤りとなります。

(令和5年度に改訂した防災ポケットブックの対応言語)

対応言語：日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、ポルトガル語、タイ語、ベトナム語、スペイン語 【危機管理課】

Q3 第21条関係について

自治基本条例第21条に「適正に保管するための仕組みを整備する」とありますが、運用状況報告のどの部分で担保されているのでしょうか。文書管理規定などの運用状況も報告すべきではないでしょうか。

A3 「適正に保管するための仕組みを整備する」ため、行政文書取扱規程を定めています。また、行政文書の取扱いの知識の習得を目的に、全ての新採用職員及び管理監督者となる主査職の候補者に対して研修を行っております。【行政総務課】

Q4 第22条関係 No.49について

本人確認書類としてマイナンバーカードが提示されたときの対応についての研修はしていますか。（個人番号のコピーについてなど。）

A4 厚木市保有個人情報等管理適正化事務指針に身分証明書（本人確認書類）として提示を受けた場合の対応について明記するとともに、毎年、保護責任者（課等長）及び新任事務担当者向けの研修を行っております。また、特定個人情報に関する監査実施計画に基づき、個人番号利用事務において本人確認書類としてマイナンバーカードが提示されたときの対応を含め、個人番号の適正な取扱いについて監査を実施しております。【行政総務課】

Q5 自治基本条例第23条について、議員の運用状況は。

A5 改選期に「厚木市議会例規集」を全議員に配布し、議会基本条例について認識をしてもらうとともに、定期的に議会基本条例を始めとした内容についての議員研修を行っています。【議会総務課】

Q6 第27条関係No.68について

行政不服審査制度について、審議会の開催状況など、運用状況（令和5年度）を報告してください。

A6 行政不服審査制度の運用状況は次のとおりです。【行政総務課】

行政不服審査制度の運用状況（情報公開制度・個人情報保護制度等に係るものを除く。）

前年度からの繰越	申立件数	行政不服審査会への諮問	裁決の内訳			審査中	取下げ
			認容	棄却	却下		
3	2	4(3)	1			3	1

※（ ）は、令和5年度に新たに諮問した件数

行政不服審査制度の運用状況（情報公開制度・個人情報保護制度）

前年度からの繰越	申立件数	情報公開・個人情報保護審査会への諮問	裁決の内訳			審査中	取下げ
			認容	棄却	却下		
0	4	1				3	1

Q7 第30条関係について

「総合計画に定める重要な事業」にはどういった事業があるのでしょうか。（運用状況報告には住居表示整備事業のみ記載されています。）

A7 総合計画に定める重要な事業については、市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える事業であり、これらの事業は計画立案段階から市民参加を得て進めておりますが、今後もこのような事業に着手する際には、必要に応じて市民の皆様に説明等を行い、意見等をいただく機会を設けることとしております。【企画政策課】

前回までの点検について（まとめ）

条文	結果	意見等
15 条	妥当	
16 条	妥当	
17 条	妥当	
18 条	妥当	
19 条	妥当	
20 条	妥当	
21 条	妥当	文書の適正管理について、今後、デジタル化に向けた抜本的な改革に対応できるよう、既存ルールの周知を徹底していただきたい。
22 条	妥当	マイナンバーに関する管理や運用方法について心配している方が多い。 情報の漏洩事故が起きないように、市が適切に取り扱っていることを周知していただきたい。
23 条	妥当	
24 条	妥当	
25 条	妥当	
26 条	妥当	
27 条	妥当	
28 条	おおむね妥当	政策提案のハードルが高い。 提案しにくい仕組みなのであれば、政策提案の制度について、改めて検討していただきたい。
29 条	妥当	